

番号	募集要項該当箇所	質問内容	回答
1	基本方針P14 (3)その他施設	②調整池より下流の雨水排水については、少なくとも余水吐排水は土取池（明治池も同様）に放流せずに下流河川に接続するように明記されていますが、その管に汚水管（合併浄化槽からの排水管）を接続する事は可能でしょうか？	余水吐排水管に、合併浄化槽からの排水管は接続可能です。また、整備計画が具体化した時点で、流域や排水接続先等について河川排水課との調整が必要です。
2	募集要項P3 (3)契約上の条件 エ契約不適合責任	「旧養豚施設の残置物及び車庫に係る撤去・処分費については、四日市市が負担するものとする」とありますが、旧養豚施設における土壌汚染等があった場合も同様と考えてよろしいでしょうか？	土壌汚染対策については市は負担しません。その他の土地についても同様です。
3	募集要項P4 (3)契約上の条件 サ契約の解除	オオタカの生息域が事業区域内への移動した場合は、測量や登記以外にも掛かった全ての費用について四日市市との協議の上、精算して頂ける、という事で宜しいでしょうか？	市が精算するのは測量及び登記に要した費用のみで、その他の費用は民間事業者でご負担いただきます。
4	基本方針P16 3-2(1)地区計画の策定	街区については3街区以上の街区形成をする事と明記されていますが、エンドユーザーが決まった街区のみ農地転用可という事になるのでしょうか？	街区数については3街区以上を基本としますが、事業範囲内で四日市市が所有する土地のうち、登記簿上の地目が農地（田または畑）となっている土地については、現況が農地以外と判断され農地法が適用されない可能性があることから、今後、農業委員会と農地法適用の可否について調整を進めてまいります。 なお、農業委員会との協議により現況が農地と判断された場合には、農地法第5条による農地転用許可の手続きが必要となります。
5			
6			
7			